

環境配慮評価項目の基準表

「令和元年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数」,「令和元年度の未利用エネルギー活用状況」,「令和元年度の再生可能エネルギー導入状況」の3項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の点数の合計が70点以上であること。

項目	区分	配点
① 令和元年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0

【各用語の意義】

用語	定義
令和元年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数	地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数。
令和元年度の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値 （算定方式） 令和元年度の未利用エネルギーの活用状況（%） ＝ 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量（需要端）（kWh） ÷ 令和元年度の供給電力量（需要端）（kWh）× 100

用語	定義
	<p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
令和元年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>（算定方式）</p> <p>令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況（％）</p> $= (①+②) \div ③ \times 100$ <p>①令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）</p> <p>②令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端(kWh)）</p> <p>③令和元年度の供給電力量（需要端(kWh)）</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第2条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和元年度の供給電力量（③）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>